

神奈川県 横須賀・三浦地域  
第二期 循環型社会形成推進地域計画

横 須 賀 市

三 浦 市

平成25年12月10日

# 目 次

	ページ
<b>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</b> . . . . .	<b>1</b>
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	2
(3) 基本的な方向	2
<b>2 循環型社会形成推進のための現状と目標</b> . . . . .	<b>3</b>
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水の処理の現状	4
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	7
(4) 生活排水処理の目標	9
<b>3 施策の内容</b> . . . . .	<b>12</b>
(1) 発生抑制、再使用の推進	12
(2) 処理体制	15
(3) 処理施設等の整備	20
(4) 施設整備に関する計画支援事業	22
(5) その他の施策	23
<b>4 計画のフォローアップと事後評価</b> . . . . .	<b>25</b>
(1) 計画のフォローアップ	25
(2) 事後評価及び計画の見直し	25

# 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

## (1) 対象地域

構成市名 横須賀市、三浦市  
 面積 132.15 km<sup>2</sup>  
 人口 464,132人（平成23年10月1日現在）

表1 対象地域の内訳

市名	横須賀市	三浦市	計
面積 (km <sup>2</sup> )	100.71	31.44	132.15
人口 (人)	416,252	47,880	464,132

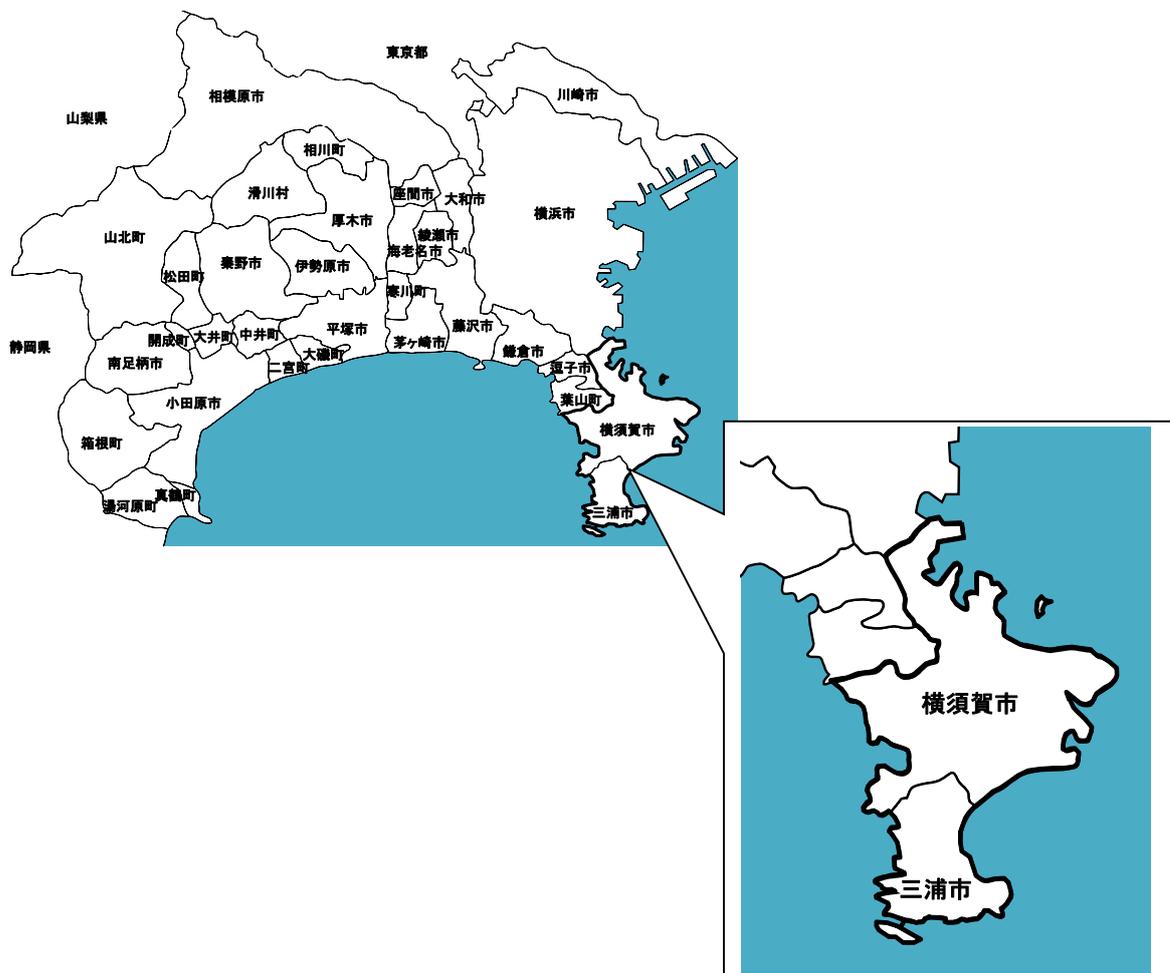


図1 対象地域図

## (2) 計画期間

本計画は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 6 年間を計画期間とする。  
また、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

## (3) 基本的な方向

### ア 背景

横須賀市、三浦市で構成する横須賀・三浦地域は、三浦半島に位置し、三方を海に囲まれ、自然豊かな環境を有している。総面積は 132.15 km<sup>2</sup> で、神奈川県全域の 5.5%を占めている。

ごみ処理施設の状況をみると、横須賀市は、唯一の焼却施設である南処理工場が稼働後 30 年以上を経過し、老朽化が進んでいるため、新たな施設への更新が急務となっている。また、独自の最終処分場を有していないため、県外で埋立処分をしている。

三浦市は、独自の焼却施設を有していないため、一般ごみ（可燃ごみ）の焼却処理を横須賀市に委託している。また、最終処分場の残余量もわずかとなっていることから、埋立ごみの一部についても県外の民間業者に処理委託をしている。

### イ 施策の方向

横須賀市、三浦市の 2 市では、今後、地方自治法上の「事務の委託」でのごみ処理の広域化により 3 R を推進する。広域化にあたっては、構成する 2 市の中で減量化・資源化が進んでいる市のごみ処理を基本として、さらなる減量化・資源化を推進し、できる限り焼却施設や最終処分場への負荷の低減を図るよう、住民、事業者、構成市が協働して進めるものとする。

構成する 2 市において、減量化・資源化目標の達成が出来るよう、ごみの発生抑制、排出抑制及び分別排出の徹底を行うとともに、集団回収活動の推進や助成制度の周知による生ごみ堆肥化容器等の利用促進、観光ごみ対策を含めた環境教育、普及啓発活動などを通じて、3 R を実践し、循環型社会の形成を目指すこととしている。

また、広域処理における減量化・資源化施策として、不燃ごみ中の金属類の資源化を図るものとする。

ごみ処理広域化により横須賀市に「高効率ごみ発電施設」、「不燃資源物リサイクルセンター」、三浦市に「最終処分場」を整備するものとする。

また、生活排水による環境負荷の低減を図るため、さらなる合併処理浄化槽等の整備を進める。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

横須賀・三浦地域の平成23年度の一般廃棄物の排出・処理状況は、図2のとおりである。総排出量は、集団回収量も含め、173,085トンであり、再生利用される総資源化量は59,772トン、リサイクル率（＝（直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量）／（ごみの総処理量+集団回収量））は34.5%である。

中間処理による減量化量は103,149トンであり、集団回収量を除いた排出量の概ね7割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約7%に当たる10,163トンが埋め立てられている。

なお、中間処理のうち、焼却量は111,277トンである。横須賀市の南処理工場では、発電（平成23年度実績10,841MWhの内、9,426MWhを場内利用、1,415MWhを売電）と温水の場内での利用及び隣接の温水プールでの利用を行っている。

平成23年度

(単位：t/年)

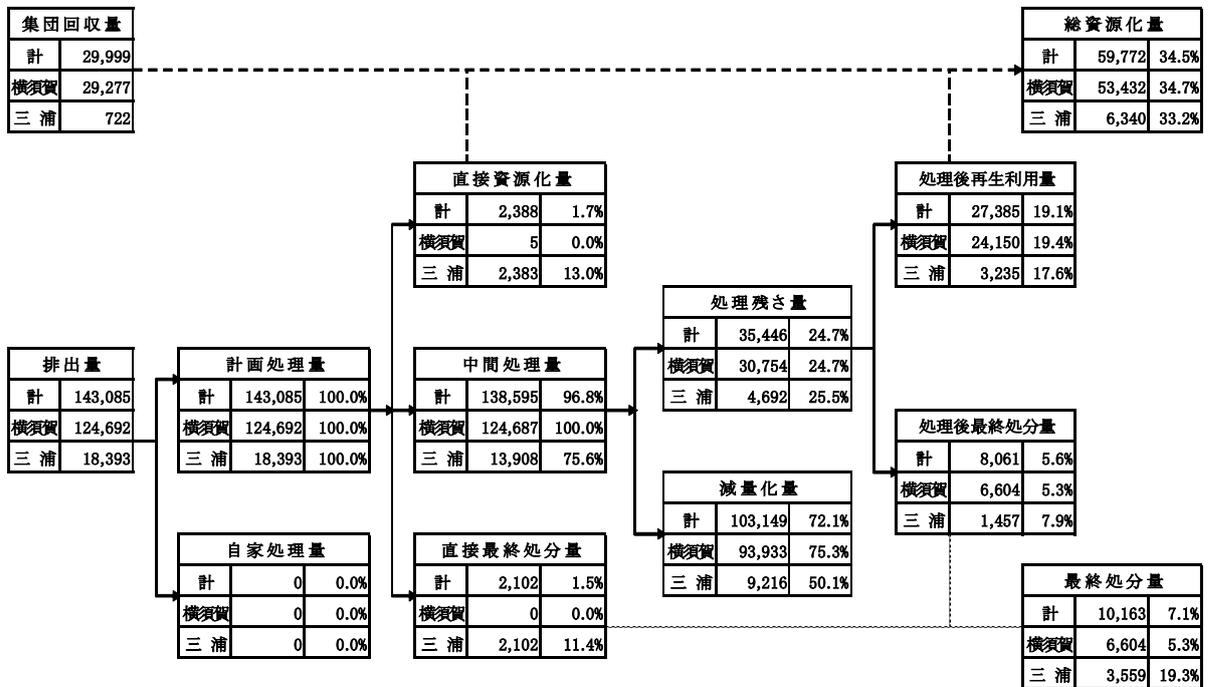


図2 一般廃棄物の処理状況フロー

## (2) 生活排水の処理の現状

### ア 横須賀・三浦地域

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。  
生活排水処理対象人口は、全体で 463,630 人であり、水洗化人口は、421,477 人、汚水衛生処理率 90.91% である。

し尿発生量は、7,823kl/年、浄化槽汚泥発生量は、29,033kl/年であり、処理・処分量（＝収集・運搬量）は 36,856kl/年である。

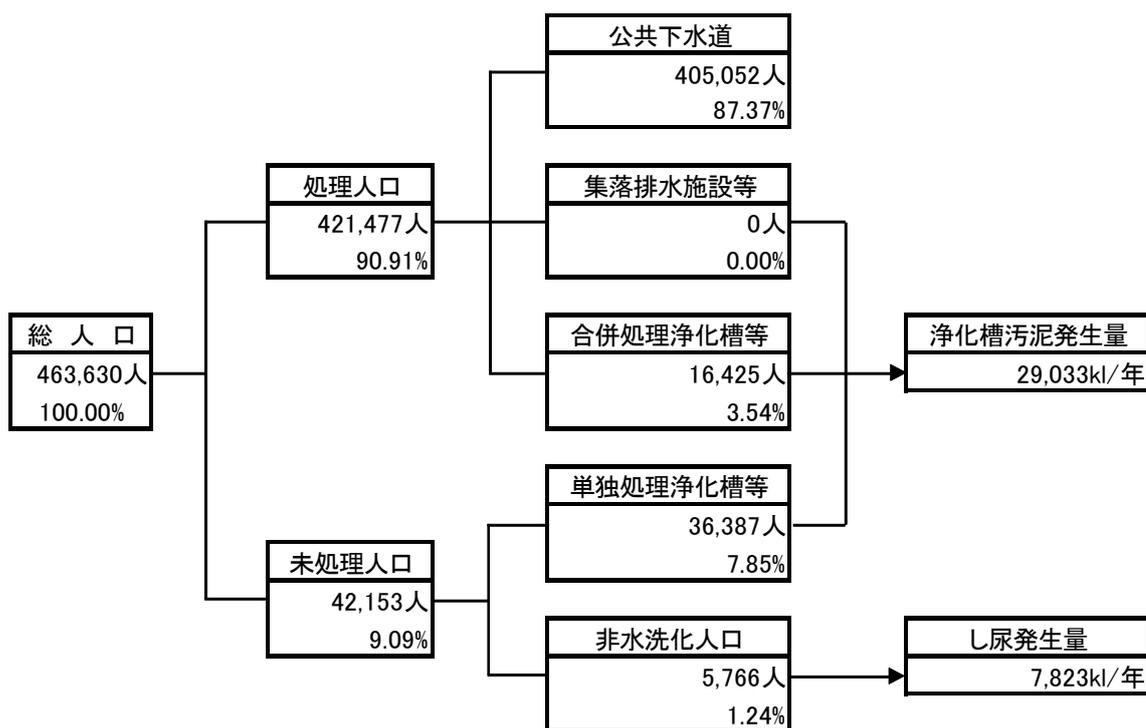


図3 生活排水の処理状況フロー(横須賀・三浦地区)

**イ 横須賀市**

平成23年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3-1のとおりである。生活排水処理対象人口は、全体で415,750人であり、水洗化人口は、396,410人、汚水衛生処理率95.35%である。

し尿発生量は、3,035kl/年、浄化槽汚泥発生量は、13,356kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は16,391kl/年である。

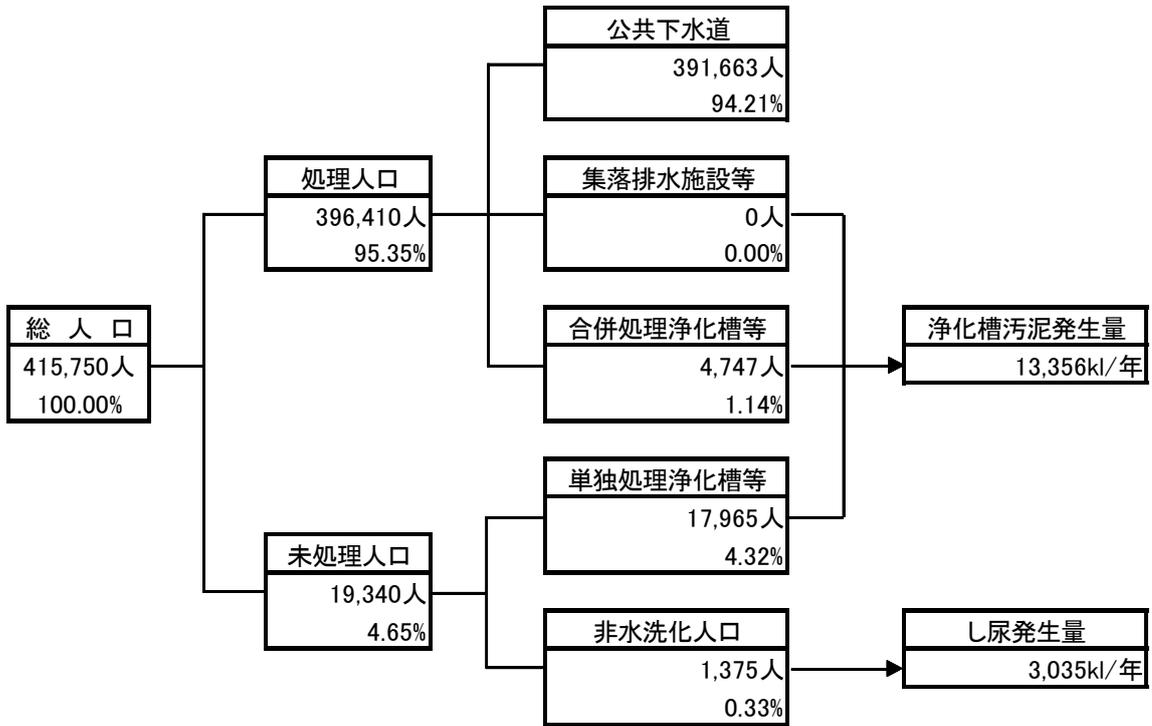


図3-1 生活排水の処理状況フロー(横須賀市)

ウ 三浦市

平成23年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図3-2のとおりである。  
生活排水処理対象人口は、全体で47,880人であり、水洗化人口は、25,067人、汚水衛生処理率52.35%である。

し尿発生量は、4,788kl/年、浄化槽汚泥発生量は、15,677kl/年であり、処理・処分量(=収集・運搬量)は20,465kl/年である。

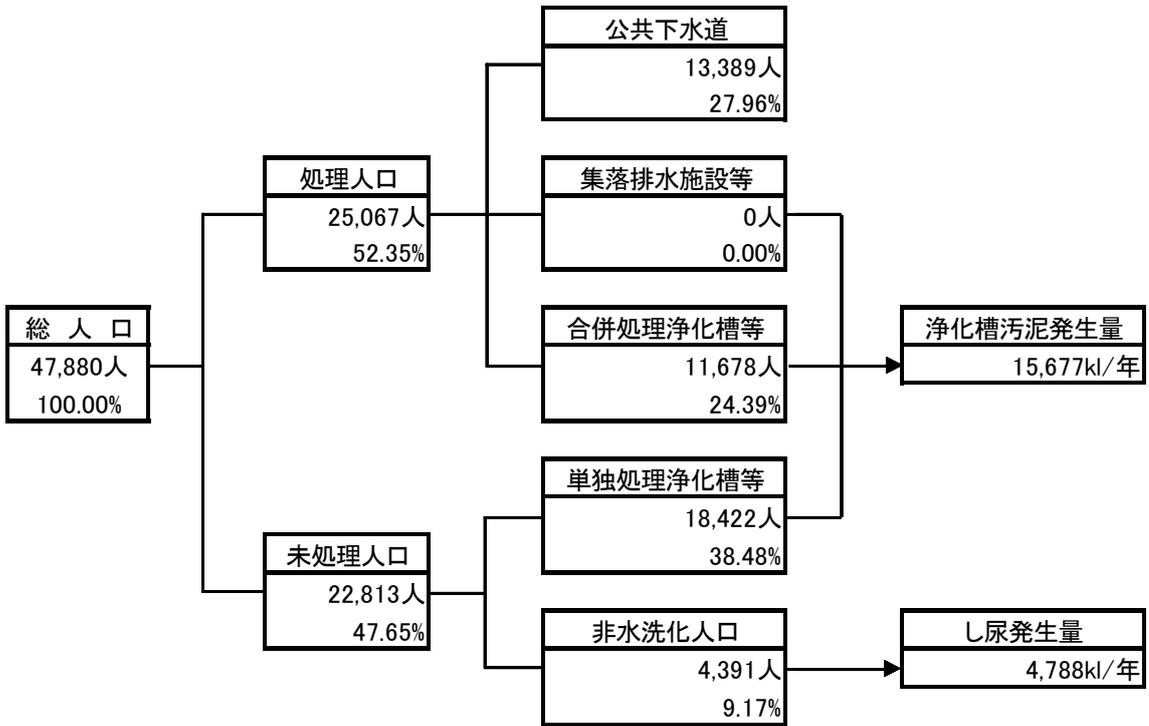


図3-2 生活排水の処理状況フロー(三浦市)

### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成23年度)	目標 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成32年度)
排出量	事業系		
	総排出量	37,613 トン	33,290 トン ( -11.5% )
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	2.33 トン/事業所	2.40 トン/事業所 ( 3.0% )
	家庭系		
	総排出量	105,472 トン	91,230 トン ( -13.5% )
	1人当たりの排出量 <sup>※3</sup>	227 kg/人	208 kg/人 ( -8.4% )
合 計			
	事業系家庭系排出量合計	143,085 トン	124,520 トン ( -13.0% )
再生利用量	直接資源化量	2,388 トン ( 1.7% )	6,082 トン ( 4.9% )
	総資源化量	59,772 トン ( 34.5% )	64,321 トン ( 41.1% )
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	10,841 MWh	37,476 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	103,149 トン ( 72.1% )	89,592 トン ( 71.9% )
最終処分量	埋立最終処分量	10,163 トン ( 7.1% )	2,717 トン ( 2.2% )

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

ただし、総資源化量については、リサイクル率で示す。

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

《指標の定義》

排出量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみ量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最終処分: 埋立処分された量 [単位: トン]

平成32年度

(単位: t/年)

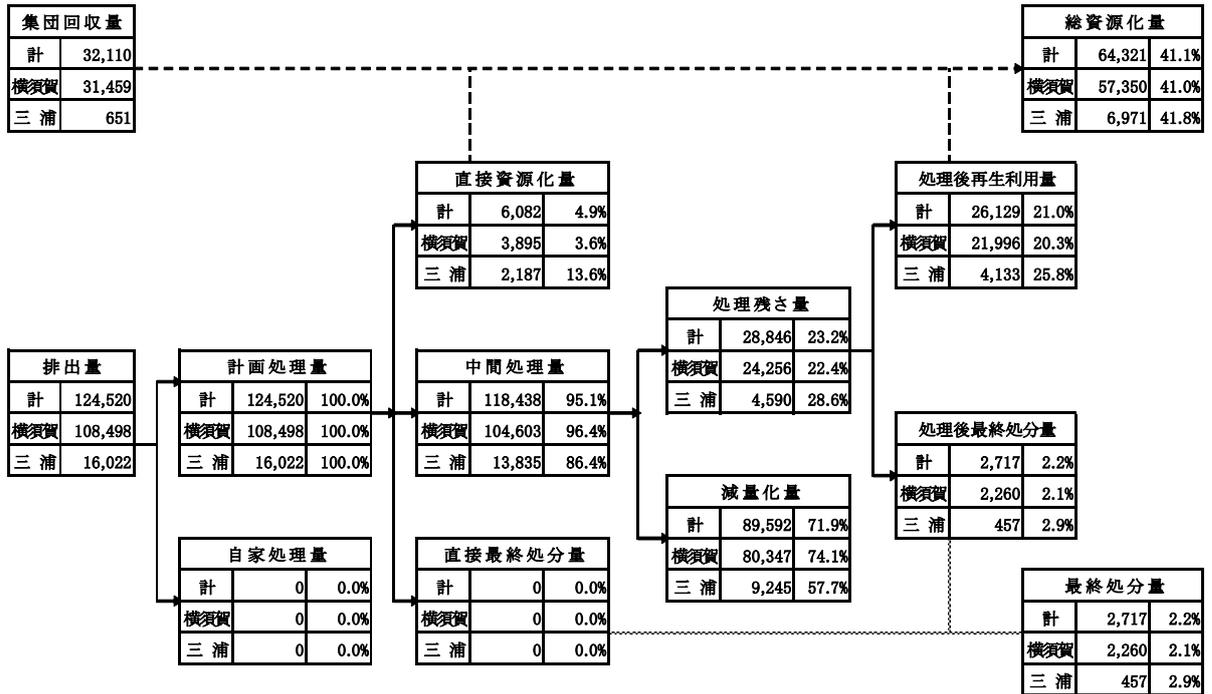


図4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

#### (4) 生活排水処理の目標

##### ア 横須賀・三浦地域

生活排水処理については、表4に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表4 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成23年度実績		平成32年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	405,052 人	87.37%	390,449	89.26%
	農業集落排水施設等	0 人	( 0.00% )	0 人	( 0.00% )
	合併処理浄化等	16,425	3.54%	20,946	4.79%
	未処理人口	42,153	9.09%	26,027	5.95%
合 計		463,630		437,422	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	7,823 キロリットル		2,951	
	浄化槽汚泥量	29,033 キロリットル		27,432	
	合 計	36,856 キロリットル		30,383 キロリットル	

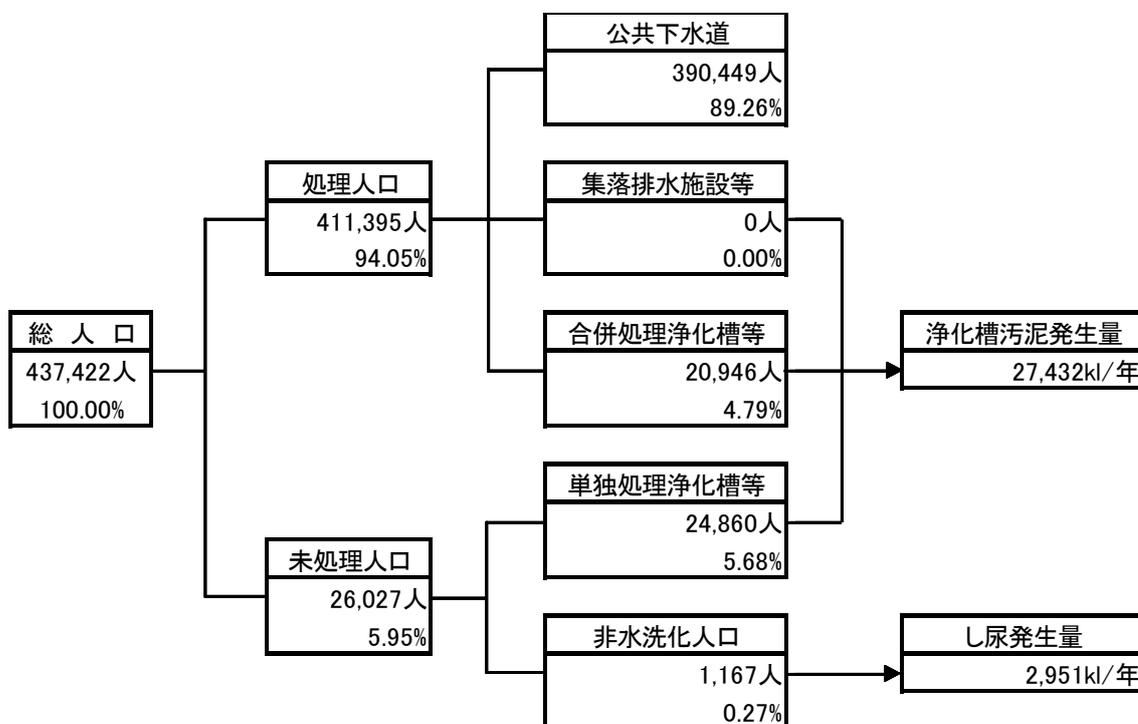


図5 目標達成時の生活排水の処理場用フロー

## イ 横須賀市

生活排水処理については、表 4-1 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 4-1 生活排水処理に関する現状と目標

	区 分	平成 2 3 年度実績		平成 3 2 年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	391,663 人	94.21%	376,661 人	95.64%
	農業集落排水施設等	0 人	( 0.00% )	0 人	( 0.00% )
	合併処理浄化等	4,747 人	1.14%	5,521 人	1.40%
	未処理人口	19,340 人	4.65%	11,631 人	2.95%
	合 計	415,750 人		393,813 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	3,035 キロリットル		2,343 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	13,356 キロリットル		9,713 キロリットル	
	合 計	16,391 キロリットル		12,056 キロリットル	

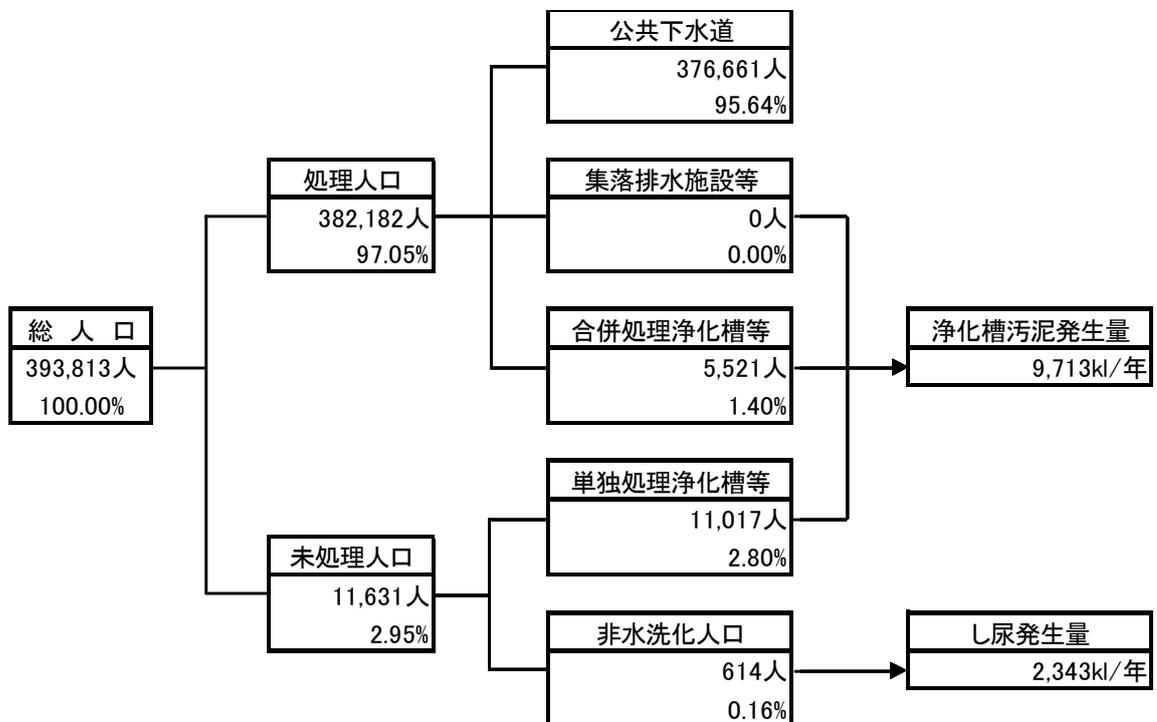


図 5 - 1 目標達成時の生活排水の処理場用フロー（横須賀市）

ウ 三浦市

生活排水処理については、表 4-2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 4-2 生活排水処理に関する現状と目標

	区 分	平成 2 3 年度実績		平成 3 2 年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	13,389 人	27.96%	13,788 人	31.62%
	農業集落排水施設等	0 人	( 0.00% )	0 人	( 0.00% )
	合併処理浄化等	11,678 人	24.39%	15,425 人	35.37%
	未処理人口	22,813 人	47.65%	14,396 人	33.01%
	合 計	47,880 人		43,609 人	
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	4,788 キロリットル		608 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	15,677 キロリットル		17,719 キロリットル	
	合 計	20,465 キロリットル		18,327 キロリットル	

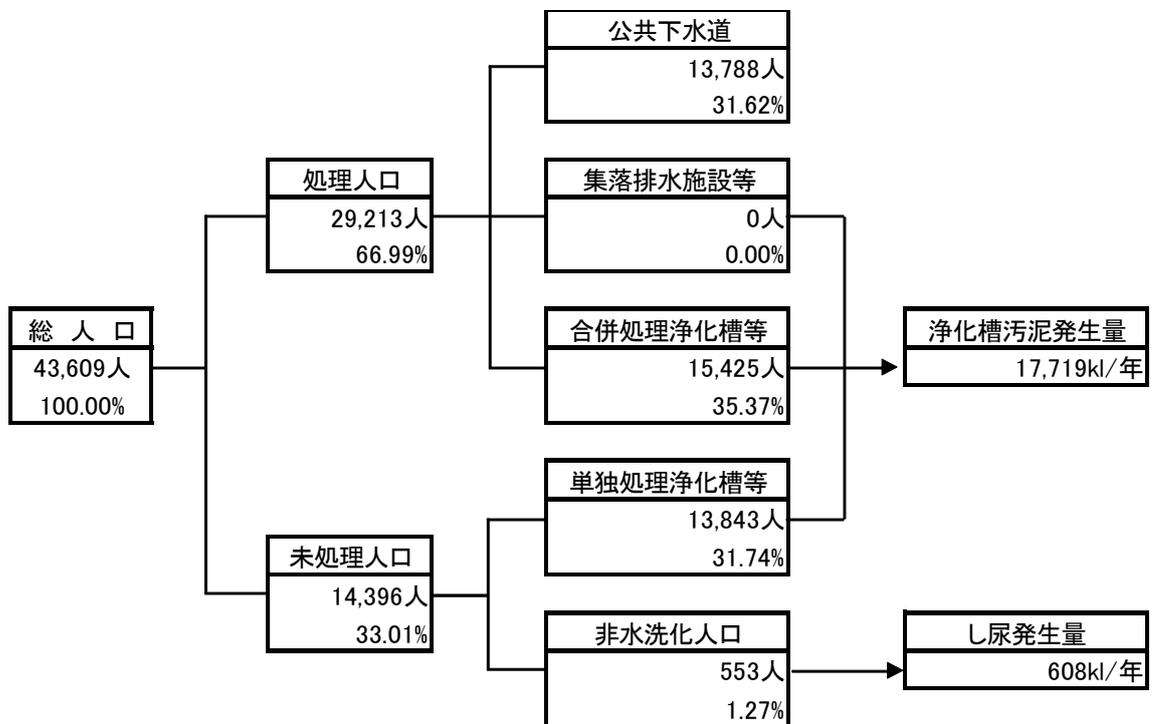


図 5-2 目標達成時の生活排水の処理場用フロー（三浦市）

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 有料化

横須賀市では、事業系一般廃棄物について、施設搬入に係る処理手数料を 10kg あたり 150 円の従量制により徴収している。

家庭系ごみについては、粗大ごみは、戸別収集及び施設搬入でも受け入れており、ともに処理手数料を徴収している。可燃ごみ・不燃ごみ等の収集については、有料化は実施していないが、施設搬入については 10kg あたり 150 円の処理手数料を徴収している。

三浦市では、事業系一般廃棄物について、自己搬入に係る処理手数料を 1kg あたり 15 円の従量制により徴収しているほか、日量 10kg 未満の排出事業者がごみ集積所に排出し、市に処理委託する場合は、指定袋及び指定シールにより処理手数料を徴収している。また、日量 10 kg 以上の排出事業者については市が収集せず、許可業者による収集または自己搬入により処理手数料を徴収している。

家庭系ごみの粗大ごみについては、戸別収集のほか自己搬入でも受け入れており、ともに処理手数料を徴収している。可燃ごみ・不燃ごみ等の収集については、有料化は実施していないが、自己搬入については 1kg あたり 15 円の処理手数料を徴収している。

家庭ごみの有料化は、ごみの発生抑制や排出抑制が進み、ごみの減量化に効果があると考えられるが、現状では横須賀・三浦地域のごみ量は減少傾向にあるため、当面は有料化を実施する状況にないため、今後は、更なる減量化の必要性、経済的負担を課して実施する必要性など、状況の変化に応じて検討する。なお、実施にあたっては、費用負担の公平性、不法投棄防止対策などについて調査研究し、住民及び関係者の意見を聞きながら検討を進める必要がある。

##### イ 環境教育

横須賀市では、児童用のごみ減量啓発冊子を市立小学校の 4 年生を対象に毎年配付している。また、小中高の希望する学校を対象とした「子どもごみ教室」の開催や社会見学の一環として児童・生徒を対象にごみ処理施設の見学を実施している。

さらに、市民対象の廃棄物処理施設の見学等を通して、ごみ問題について理解してもらう「ごみ問題学習会」を開催している。また、随時、一般の見学も受け入れている。

平成 23 年度の主な実績は次のとおりである。

○子どもごみ教室	20 回開催	(参加者合計	999 人)	
○ごみ問題学習会	18 回開催	(参加者合計	391 人)	
○施設見学(児童・生徒)	39 校	(参加者合計	2,384 人)	
○施設見学(一般)	88 団体	(参加者合計	2,042 人)	
		個人	(参加者合計	2,735 人)
○小学校のリサイクル学習授業	41 校	(参加者合計	3,185 人)	

三浦市では、環境教育の一環として、小学生を対象とした環境センター等の施設見学会等の実施や、環境に関する講演会、展示会等の事業を実施している。

平成 23 年度の主な実績は次のとおりである。

- 環境センター見学(市内小学生参加者合計 59 人)
- 清掃事業所職業体験(市内中学生 2 日間 3 人)
- 環境学習実施(市内小学校 3 回)

次代を担う児童・生徒等に対する環境教育は特に重要な施策であるため、今後は各事業の実施回数を増やすなど、さらなる充実を図っていくこととし、平成 24 年度からは市内の小中学校の校長会へ協力を依頼している。

## ウ 普及啓発

横須賀市では、ごみ問題や減量化・資源化などに関して、次のような取組を行っている。平成 23 年度の主な実績は次のとおりである。

○広報よこすかに随時、ごみの出し方やリサイクルなどについての記事を掲載。

○「ごみと資源物の分け方・出し方」(44 ページ) の配付

○アイクルフェアの開催

施設見学、再生家具の展示・提供、パッチワークなどのリサイクル体験、古本市や缶つりゲームなどをリサイクルプラザ“アイクル”で開催している。毎年 4 回開催。

(参加者 合計約 10,500 人)

○アイクル・マイスター活動の推進

公募し、応募者に半年(延べ 12 回)にわたる養成研修を行い認定したアイクル・マイスターによるごみの減量化・資源化などの啓発活動を推進している。(現在 10 名を認定)

活動は、定例会 12 回、イベントへの参加 3 回。

○「クリーンよこすか市民の会」への支援

街の美化やごみの減量化・資源化運動を行っている「クリーンよこすか市民の会」に対し実践活動費の助成などにより、清掃活動や啓発活動への支援を行っている。

23 団体、(委員数 2,120 人)

○ごみダイエット推進員の委嘱

ごみの分別排出の徹底や減量化・資源化の推進のため、地域の核となって活動するごみダイエット推進員(廃棄物減量等推進員)を委嘱し、研修を行っている。(340 人)

○ごみトークの開催

町内会や市民団体等からの要請により、ごみの分別方法や減量化・資源化の方策などについてトーク(説明会)を開催している。50 回開催。(参加者 2,135 人)

三浦市では、ごみ問題や減量化・資源化などに関して、次のような取組を行っている。平成 23 年度の主な実績は次のとおりである。

○広告塔の設置等

ごみ減量化に関する広告塔(「つづけよう!イチゴ 1 個のごみべらし」)を市内 3 箇所(三浦市役所、京急三崎口駅及び三浦海岸駅)に設置している。また、ごみ収集車両(25 台)にも同広告文を掲載している。

○広報紙(「三浦市民」)への掲載

毎月発行される広報紙(16 ページ)の 1 ページ程度の紙面を確保し、ごみの減量化・資源化・分別等に関する記事を毎月定期的に掲載している。

○ごみ関連刊行物の発行

「ごみと資源の分け方・出し方」(A2 版壁はり式)及び「ごみと資源の分け方・出し方早見表」の発行をしている。

○イベント活用による広報

毎年開催されている「みうら市民まつり」において、ごみの減量化・資源化に関するコーナーを設け、ごみ処理の流れやリサイクル製品の展示、さらに、身近なものを使った生ごみの水切りの工夫について紹介している。また、不法投棄防止対策やレジ袋削減・マイバック持参の推進などの市民啓発に取り組んでいる。

○三浦市廃棄物減量等推進員との連携

地域とのパイプ役である廃棄物減量等推進員と連携し、ごみの分別指導や減量化・資

源化等の活動を推進している。(63人を委嘱)

○店頭回収の推進

牛乳パックや生びん、食品トレイ等の店頭回収協力店を通じ、自主回収の促進とリサイクルの推進を図っている。

○スカベンジ活動の推進

ごみのない、きれいなまちを実現するため、ボランティア団体、市内高等学校、企業等の様々な主体によるスカベンジ活動に取り組み、市民・来遊者と協働で地域美化を推進している。

(スカベンジイベント開催回数 25 回、参加者合計 1,790 人)

また、平成 24 年度には新たな広告塔として「ごみダイエット大作戦 プラ混入 NO! 水切り徹底!」をキャッチフレーズに、駅前にてキャンペーンを実施したほか、ポスターを作成し、市施設や駅、病院、スーパー、金融機関等に設置し、減量化・再資源化に取り組んでいる。

平成 25 年 1 月から回収回数の見直しを行い、可燃ごみを週 3 回収集から週 2 回、プラスチック容器包装を週 2 回収集から週 1 回、ペットボトルを月 2 回収集から週 1 回へ変更を行っている。

ごみの減量化・資源化は、住民の協力なくしては進めることができないため、ホームページの充実など、さらにきめ細かな普及啓発に取り組んでいる。

## エ 助成

**横須賀市**では、市民の減量化・資源化の活動に対し、次のような助成を行っている。平成 23 年度の主な実績は次のとおりである。

○集団資源回収への助成

実施団体と回収業者が協力し、行われている集団資源回収について、市は回収実績に応じ、奨励金を交付している。

実施団体は、町内会や子ども会など 522 団体。(実施回数 12,152 回、回収量 29,277t)

○生ごみ堆肥化容器等の購入費補助

生ごみ堆肥化容器等を購入した市民に対し、購入額の 2 分の 1、限度額 30,000 円の補助金を交付している。(113 基)

**三浦市**では、市民の減量化・資源化の活動に対し、次のような助成を行っている。平成 23 年度の主な実績は次のとおりである。

○集団資源回収実施団体への助成

・集団資源回収奨励金交付：実施団体 63 団体(実施回数 513 回、交付対象回収量 512 t)

○生ごみ堆肥化容器等購入費補助

・生ごみ堆肥化容器等補助件数 6 基(補助金額は、電動式：購入額の 2 分の 1、限度額 30,000 円、非電動：3,000 円/基)

なお、生ごみ堆肥化容器等への助成については、平成 24 年度から休止している。

## オ マイバッグ運動・レジ袋対策

**横須賀市**では、ごみダイエット推進員、アイクル・マイスター、クリーンよこすか市民の会などと協働して、マイバッグ持参やレジ袋の辞退を呼びかけている。また、販売店等の事業者に対しては、レジ袋削減について協力の依頼をしている。

平成 20 年 10 月 29 日には、市内の大手食料品スーパー11 社と「レジ袋削減に向けた取組に関する協定書」を締結し、市民に対する啓発を行い、その後、神奈川県による「神奈川県におけるレジ袋の削減に向けた取組の実践に関する宣言」に賛同し、市の協定が終了

した後も引き続きレジ袋削減の推進を図っている。

さらに、簡易包装推進についても、販売店等に対してレジ袋の削減とあわせて協力の依頼をし、簡易包装の推進を図っている。

三浦市では、毎年実施している「みうら市民まつり」において、マイバッグ運動等のキャンペーン及びレジ袋に関するパネル展示等を行い啓発活動に努めている。

マイバッグ運動やレジ袋対策を進めることにより、容器包装廃棄物、さらには廃棄物全体の減量化が期待できるため、市民や事業者に対する呼びかけを行っている。

## カ 再使用の推進

横須賀市では、再使用の推進を図るため、次のような事業を行っている。平成 23 年度の主な実績は次のとおりである。

### ○再生家具の提供

粗大ごみとして排出された家具を修理・補修し、アイクルフェア（年 3 回）で市民等に提供している。（有償提供 234 点（入札）、無償提供 15 点）

三浦市では、再使用の推進を図るため、次のような事業を行っている。平成 23 年度の主な実績は次のとおりである。

### ○不用品情報交換

ごみの減量化・資源化の推進を図るため、まだ使えるものを廃棄しないよう「もったいない」の視点から日用品の再利用を呼びかけるため、本庁舎、南下浦出張所及び初声出張所の 3 箇所に掲示板を設け、まだ使える家電製品や家具等を必要とする方に情報を提供し、不用品の再利用促進と資源の有効利用を図っている。（「譲ります」44 件・「譲ってください」19 件、成立 23 件）

## キ 生活排水対策

横須賀・三浦地域では、生活排水による公共用水域の汚濁防止等の観点から、下水道の整備及び接続の促進、また下水道事業計画区域外については合併処理浄化槽の普及促進を図っている。

さらに、発生源による水質保全について、広報紙や各種の催しなどを通じて啓発を行っている。

## （2）処理体制

### ア 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 5（20 ページ）のとおりである。

2 市では、焼却施設や最終処分場などについて、それぞれ課題を抱えているため、容器包装リサイクル法への対応による分別区分の変更時に、分別排出の徹底やリサイクルの推進などの啓発を重点的に行い、ごみの減量化や資源化率の向上などについて相当な成果を上げている。

分別区分については、2 市で概ね統一が図られているが、今後、広域処理への移行にあたっては、広域の処理対象となる可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについて、分別品目を統一する。

資源ごみとして排出された紙類、繊維類、容器包装プラスチック類、缶・びん類については、選別、圧縮などの処理を行い、各市ごとに資源化する。これらの資源ごみについて

は、各市において目標値を定めて資源化を行うこととする。

**横須賀市**には、広域処理施設として、高効率ごみ発電施設、不燃資源物リサイクルセンターを整備する。

高効率ごみ発電施設では、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃資源物リサイクルセンターからの可燃性残さ等を処理対象とし、焼却処理を行う。焼却処理に伴って発生する余熱は、回収して発電を行い、焼却処理施設内で利用するとともに、電力会社に売電する。また、発電に伴って発生する温水は工場内などで利用する。

不燃資源物リサイクルセンターでは、不燃ごみと粗大ごみを処理対象として、破碎・選別処理を行い、金属類、可燃性残さ、不燃性残さに選別する。金属類は、事業者へ委託して資源化する。

**三浦市**には、広域処理施設として、最終処分場を整備する。不燃資源物リサイクルセンターからの不燃性残さを対象として埋立処分を行う。景観、飛散、臭気、鳥害などの問題への対策から屋根付き（クローズド型）処分場とする。

2市による広域化の施設整備を図る一方、今後とも発生抑制、分別排出の徹底、水切りの徹底、再使用など、家庭ごみの減量化を推進する。

上記の施設整備を行った後の、広域化におけるごみ処理の流れを図6に示す。

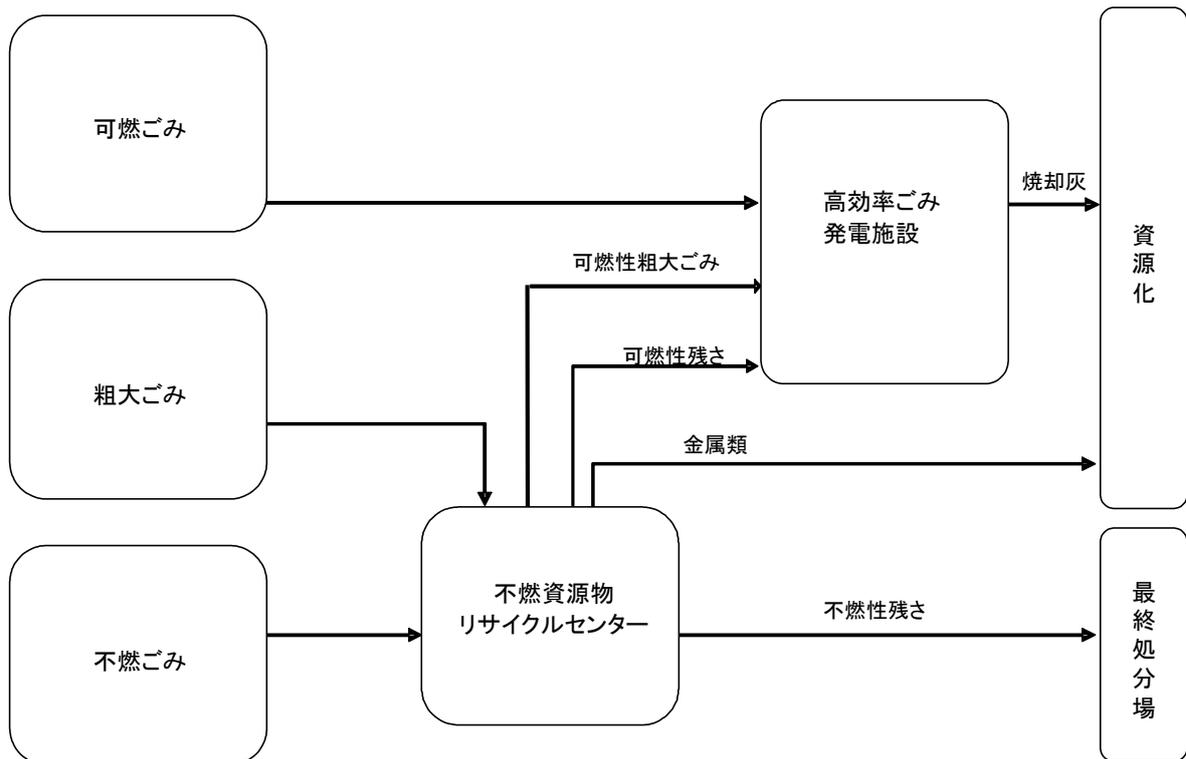


図6 広域処理のフロー

### イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

横須賀市では、事業系一般廃棄物については、平成16年度から市による収集を廃止し、許可業者収集または処理施設への直接搬入（有料）を原則としている。さらに、日量50kg以上の多量排出事業者には、排出実績及び減量化・資源化計画書の提出を求め指導を行い、

事業系一般廃棄物の発生抑制を図っている。

○減量化・資源化計画書提出依頼事業者数 305 社（平成 23 年度実績）

三浦市では、平成 15 年度から、事業系一般廃棄物の全面有料化を図っており、日量 10kg 未満の排出事業者は、ごみ集積所に指定袋・指定シール（有料）により排出することができるようにしているほか、日量 10kg 以上の多量排出事業者は、許可業者収集または処理施設への直接搬入（有料）によるものとしている。

今後の 2 市における事業系一般廃棄物については、事業者への指導の強化や処理体制の見直しなどを図るとともに、さらなる発生抑制と分別の徹底により、減量化・資源化を推進する。

特に事業系の植木剪定枝については、2 市とも搬入を受けており、一般家庭及び事業系の植木剪定枝について、現状では横須賀市は約 4,700 t を焼却、三浦市は約 2,000 t を資源化している。この植木剪定枝について資源化調査を行った結果、横須賀市の量についても資源化が可能と判断できたため、本計画では焼却せずに資源化することとし、高効率ごみ発電施設の規模も縮小化（約 25t/日）を図っている。

事業系の植木剪定枝の資源化方法としては、今までとおおり市が搬入を受ける方法ではなく、排出事業者が自ら資源化事業者に引き渡す方法も考えられることから、今後検討を行い、高効率ごみ発電施設の稼動に合わせて、平成 31 年度までに資源化について実現化を図っていく計画である。

## ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

横須賀市では、従前から産業廃棄物を処理する場合は許可業者へ委託するよう指導しているが、南処理工場では、平成 19 年 10 月から産業廃棄物の受け入れを全面的に廃止している。

事業者から排出される不燃ごみについては、平成 16 年度からプラスチック製の梱包用バンドやハンガーなど 6 品目を指定し、受け入れを規制してきたが、今後ともさらに分別を徹底させ、適正排出を推進する。

三浦市では、一般住宅（店舗併用住宅等を含む）の増改築工事により排出される産業廃棄物（木屑・コンクリートガラ等）を、1 現場 2t 車 1 台を上限として受け入れを行っていたが、平成 25 年 4 月から産業廃棄物の受け入れを全面的に廃止している。

なお、横須賀・三浦地域におけるごみ処理の広域化後においては、産業廃棄物は広域処理施設では取り扱わないこととする。

## エ 生活排水処理の現状と今後

横須賀・三浦地域では、生活排水による公共用水域の汚濁防止等の観点から、引き続き、下水道の整備及び接続の促進を図る。

また、下水道事業計画認可区域外については、既存の汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置換えにおける費用の一部補助により合併処理浄化槽の普及促進を図る。

## オ 今後の処理体制の要点

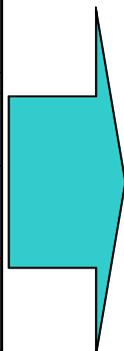
◇ 横須賀・三浦地域によるごみ処理の広域化を推進するにあたり、事業の効率性などを考

慮し、地方自治法上の「事務の委託」によるものとする。

- ◇ 広域処理施設については、当計画期間において、高効率ごみ発電施設、不燃資源物リサイクルセンター（横須賀市）、最終処分場（三浦市）の計画支援事業等を実施し、施設を建設する。
- ◇ 事業系の植木剪定枝については、減量化推進対策として、「資源化システム」の構築をする。
- ◇ 焼却する廃棄物については、高効率ごみ発電施設において、高効率な熱回収（発電）を図る。
- ◇ 不燃ごみ及び粗大ごみについては、不燃資源物リサイクルセンターにおいて破碎・選別処理を行い、金属類、可燃性残さ、不燃性残さに選別する。金属類は、事業者へ委託して資源化する。可燃性残さは焼却処理し、不燃性残さは、三浦市に設置する最終処分場で埋立処分する。
- ◇ 現在、各市では、それぞれに分別区分と品目を定め、ごみ処理を行っている。今後、広域処理の移行にあたっては、広域の処理対象となる可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみについて、分別品目を統一する。

表5 横須賀市・三浦市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成23年度)							
横須賀市				三浦市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃せるごみ	焼却	南処理工場	101,696	一般ごみ	焼却	委託	9,581
不燃ごみ	圧縮・梱包し、埋立て	委託	6,506	埋立ごみ	埋立	西岩堂最終処分場(一部委託)	2,067
缶・びん・ペットボトル	リサイクル	アイクル	6,848	缶・びん・ペットボトル	リサイクル	缶・びんは清掃事業所(一部集団資源回収)ペットボトルは環境センター	缶・びん770 ペットボトル177
容器包装プラスチック			8,849	容器包装プラスチック		環境センター	774
段ボール・紙パック・その他の紙(集団資源回収)			5,513	段ボール・紙パック・その他の紙(集団資源回収)		清掃事業所(一部集団資源回収)	838
新聞・雑誌古着・古布缶以外の金属(集団資源回収)			23,770	新聞・雑誌古着・古布缶以外の金属(集団資源回収)		古着・古布は別回収(一部集団資源回収)新聞・雑誌は清掃事業所(一部集団資源回収)缶以外の金属は委託	古着古布315 その他1,416
乾電池		委託	109	乾電池		委託	10
粗大ごみ	破砕選別	粗大ごみ処理施設	3,285	粗大ごみ	①焼却 ②資源化 ③埋立	環境センター	①90 ②48 ③35
植木剪定枝	-	-	-	植木剪定枝	堆肥化	委託	1,992



今後(平成32年度)							
横須賀市				三浦市			
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)	分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(トン)
燃せるごみ	焼却	高効率ごみ発電施設	84,594	燃せるごみ	焼却	高効率ごみ発電施設	9,222
不燃ごみ	破砕選別	不燃資源リサイクルセンター	3,239	不燃ごみ	破砕選別	不燃資源リサイクルセンター	999
缶・びん・ペットボトル	リサイクル	アイクル	6,537	缶・びん・ペットボトル	リサイクル	缶・びんは清掃事業所(一部集団資源回収)ペットボトルは環境センター	缶・びん731 ペットボトル157
容器包装プラスチック			7,114	容器包装プラスチック		環境センター	751
段ボール・紙パック・その他の紙(集団資源回収)			9,595	段ボール・紙パック・その他の紙(集団資源回収)		清掃事業所(一部集団資源回収)	822
新聞・雑誌古着・古布缶以外の金属(集団資源回収)			21,864	新聞・雑誌古着・古布缶以外の金属(集団資源回収)		古着・古布は別回収(一部集団資源回収)新聞・雑誌は清掃事業所(一部集団資源回収)缶以外の金属は委託	古着古布291 その他1,231
乾電池		委託	101	乾電池		委託	9
粗大ごみ	破砕選別	不燃資源リサイクルセンター	3,022	粗大ごみ	破砕選別	不燃資源リサイクルセンター	①84 ②40 ③31
植木剪定枝	堆肥化	委託	3,891	植木剪定枝	堆肥化	委託	1,869

燃せるごみ・一般ごみには粗大ごみ等が含まれるため、合計した量は図2と表2の排出量合計と異なる。

### (3) 処理施設等の整備

(2) の処理体制で処理を行うため、表 6-1 から 6-2 のとおり必要な施設整備を行う。

#### ア 廃棄物処理施設

表 6-1 交付対象事業として整備する処理施設（広域施設）

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	高効率ごみ発電施設	高効率ごみ発電施設整備事業	360 t / 日	横須賀市 長坂 5 丁目 3,878 ほか	(H25)H26～H31
2	マテリアルリサイクル推進施設	不燃資源物リサイクルセンター整備事業 (粗大ごみストックヤードを含む)	30t/日	横須賀市 長坂 5 丁目 3,878 ほか	(H25)H26～H31
3	最終処分場	最終処分場整備事業	48,900 m <sup>3</sup>	三浦市 三崎町六合 1848-1 ほか	H28～H31

(整備理由)

- 事業番号 1 既存施設の老朽化の対応、処理の集約化及び効率化、エネルギーの高効率回収・有効利用の促進
- 事業番号 2 処理の集約化及び効率化、不燃資源物のリサイクル率の向上、粗大ごみの集約及び適正保管
- 事業番号 3 不燃資源物リサイクルセンターからの不燃性残さの処分

表 6-2 交付対象事業として整備する処理施設（単独施設）

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
4	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤード整備事業（三浦市）	673 m <sup>2</sup>	三浦市 南下浦町 毘沙門 11-2	H30～H31

(整備理由)

- 事業番号 4 既存施設の老朽化の対応、資源物の集約及び処理の効率化

## イ 合併浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表 7-1 から 7-2 のとおり行う。

**表 7-1 合併処理浄化槽への移行計画（横須賀市）**

事業名	直近の整備済 基数（基） （平成 23 年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	273	90	354	平成 26 年度～ 平成 31 年度
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	273	90	354	

**表 7-2 合併処理浄化槽への移行計画（三浦市）**

事業名	直近の整備済 基数（基） （平成 23 年度）	整備計画 基数 （基）	整備計画 人口 （人）	事業期間
浄化槽設置整備事業	255	43	142	平成 26 年度～ 平成 31 年度
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	255	43	142	

#### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 8-1 から 8-3 のとおり計画支援事業を行う。

**表 8-1 実施する計画支援事業（事業番号 1.2）**

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	高効率ごみ発電施設及び不燃資源物リサイクルセンター整備（事業番号 1.2）に関する事業	測量・地質調査 施設整備実施計画等	(H22～H25) H26
32	高効率ごみ発電施設及び不燃資源物リサイクルセンター整備（事業番号 1.2）に関する事業	県条例環境影響評価	(H22～H25) H26

**表 8-2 実施する計画支援事業（事業番号 3）**

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
33	最終処分場整備（事業番号 3）に関する事業	基本設計、地質調査、 実施設計	(H22～H25) H26～H27

**表 8-3 実施する計画支援事業（事業番号 4）**

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
34	ストックヤード整備（事業番号 4）に関する事業	基本設計、 発注仕様書作成、 生活環境影響調査	H27～H29

## (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

### ア 再生利用品の需要拡大事業

現在、横須賀市で実施している粗大ごみとして排出された再生可能な家具類を、修理・補修して住民等に提供する事業について、将来的には、2市が共同して行うシステムを検討する。

### イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき小売店による回収や指定引取場所への自己搬入など適切な回収がなされ、また、メーカーによる適切な再商品化がなされるよう、普及啓発を推進する。

### ウ 不法投棄対策

横須賀・三浦地域では自然が豊かな反面、斜面緑地、山間部、海浜地、道路脇等への不法投棄が後を絶たない状況となっている。

このような、ごみの不法投棄を防止するため、不法投棄防止パトロールの実施、監視カメラの設置、不法投棄場所への防止看板の設置などの対策を強化するとともに、不法投棄を「しない・させない」ことについて住民・事業者への周知徹底を図る。

平成23年度の各市の実績は、次のとおりである。

#### 横須賀市

- 不法投棄防止の啓発
  - ・不法投棄防止パネル展の開催 10回開催
  - ・不法投棄防止ポスターの掲出 433箇所
- 不法投棄防止パトロールの実施
  - ・市職員による巡回パトロールの実施 毎日実施（土日・年末年始を除く）
  - ・市内3警察署と合同パトロールを実施 11回
- ゴミ集積所及び不法投棄重点監視地域の夜間監視パトロールを実施 327箇所
- 不法投棄防止看板の作製 約90枚配付
- 不法投棄防止カメラの設置 4台稼働
- 不法投棄物撤去（撤去量 約73t(集積所不適物を含む)）

#### 三浦市

- 不法投棄防止パトロールの実施
  - ・県・市合同（隔月1回）パトロールの実施 6回
  - ・不法投棄監視ウィーク(平成23年5月30日～6月5日)中のパトロールの実施 3回
  - ・不法投棄・散乱ごみ防止強化月間（毎年11月）中のパトロールの実施 3回
  - ・不法投棄・散乱ごみ防止強化月間 不法投棄物緊急撤去（撤去量 5.9t）
  - ・県緊急雇用基金を活用した不法投棄対策事業（撤去量 5.9t）
- 防犯カメラの設置（平成24年2月8日～平成24年3月31日）
- 不法投棄防止看板の設置 約100箇所
- 不法投棄物緊急撤去(平成23年度撤去量：5,900t)

## エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

神奈川県では、災害応急対策及び災害復旧対策を十分に実施出来ない場合の相互応援を目的として、平成 24 年 3 月 29 日「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を神奈川県、神奈川県市長会、神奈川県町村会と結んでいる。

災害時における必要な資機材及び物資の提供、応急復旧等に必要な職員の派遣が行えると定めている。

**横須賀市、三浦市**とも、地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合は、直ちに被害状況を把握し、災害ごみ発生量の予測、被害を受けたごみ処理施設の応急復旧措置、災害ごみの収集処理などの活動を行うこととしている。

**横須賀市**における災害発生時の収集方法は、通常の収集が不可能となることが考えられるため、主要道路に臨時ごみ集積所を設ける。

また、ごみ処理施設の一時的な使用不能、道路事情により、ごみ処理施設への運搬が困難となる場合や倒壊家屋などがれきの一時集積所として、埋立跡地または海浜地等を利用し、仮置場とする。

仮置場：横須賀市長坂 5 丁目 3677 番ほか 最終処分場跡地（約 10,000 m<sup>2</sup>）

**三浦市**における災害発生時の収集方法は、通常の収集方法が不可能となることが考えられるため、主要道路に臨時ごみ集積所を設ける。

また、ごみ処理施設の一時的な使用不能、道路事情等により、ごみ処理施設への運搬が困難となる場合や倒壊家屋などがれきを一時集積する必要がある場合は、海浜地を利用するほか、次の場所を仮置場とする。

仮置場：三浦市南下浦町毘沙門 1673-1 西岩堂最終処分場の一部（約 1,000 m<sup>2</sup>）

今後の災害時の廃棄物処理については、各自治体の地域防災計画、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」等を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の処理を広域的に行うとともに、神奈川県、近隣自治体とも連携し災害時の廃棄物処理体制の確保を図る。

## 4 計画のフォローアップと事後評価

### (1) 計画のフォローアップ

2市において毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて、神奈川県及び国と意見交換をしつつ計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを図る。

### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行い、結果を公表する。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2

事業種別	事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間	開始	終了	総事業費(千円)						交付金対象事業費(千円)						備考		
									平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
○再生利用に関する事業									24,988,364	512,824	1,185,615	805,568	1,511,449	8,738,088	12,234,820	18,983,803	84,780	122,256	212,738	1,476,035	8,505,471	8,582,523	
	熱回収施設								19,978,443	426,158	985,246	605,769	1,062,825	7,514,715	9,383,730	15,125,471	70,452	101,595	159,961	1,032,568	7,436,753	6,324,142	
	高効率ごみ発電施設整備事業	1	横須賀市	360	t/日	H26	H31		19,978,443	426,158	985,246	605,769	1,062,825	7,514,715	9,383,730	15,125,471	70,452	101,595	159,961	1,032,568	7,436,753	6,324,142	事業期間:H25~H31 全体事業費:20,715,731千円
	リサイクルセンター								5,009,921	86,666	200,369	199,799	448,624	1,223,373	2,851,090	3,858,332	14,328	20,661	52,777	443,467	1,068,718	2,258,381	
	不燃資源物リサイクルセンター整備事業	2	横須賀市	30	t/日	H26	H31		4,018,697	86,666	200,369	199,799	448,624	1,009,565	2,073,674	3,542,864	14,328	20,661	52,777	443,467	1,000,386	2,011,245	事業期間:H25~H31 全体事業費:4,197,671千円
	ストックヤード整備事業	4	三浦市	673	m <sup>2</sup>	H30	H31		991,224					213,808	777,416	315,468					68,332	247,136	
○最終処分に関する事業									3,246,235			246,327	945,697	736,242	1,317,969	3,102,520			246,327	915,590	717,649	1,222,954	
	最終処分場整備事業	3	三浦市	48,900	m <sup>2</sup>	H28	H31		3,246,235			246,327	945,697	736,242	1,317,969	3,102,520			246,327	915,590	717,649	1,222,954	
○浄化槽に関する事業									53,282	8,272	8,272	8,874	9,288	9,288	9,288	53,282	8,272	8,272	8,874	9,288	9,288	9,288	
	浄化槽設置整備	5	横須賀市	-		H26	H31		37,188	6,198	6,198	6,198	6,198	6,198	6,198	37,188	6,198	6,198	6,198	6,198	6,198	6,198	
	浄化槽設置整備	5	三浦市	-		H26	H31		16,094	2,074	2,074	2,676	3,090	3,090	3,090	16,094	2,074	2,074	2,676	3,090	3,090	3,090	
○施設整備に関する計画支援に関する事業									97,030	29,053	40,988		26,989			79,528	29,053	32,387		18,088			
	高効率ごみ発電施設整備に関する事業	31.32	横須賀市	-		H26	H26		9,463	9,463						9,463	9,463						事業期間:H22~H26 全体事業費:246,006千円
	不燃資源物リサイクルセンター整備に関する事業		横須賀市	-					1,924	1,924								1,924	1,924				
	最終処分場整備に関する事業	33	三浦市	-		H26	H27		49,690	17,666	32,024					47,364	17,666	29,698					事業期間:H22~H27 全体事業費:79,951千円
	ストックヤード整備に関する事業	34	三浦市	-		H27	H29		35,953		8,964		26,989			20,777		2,689		18,088			
	合計								28,384,911	550,149	1,234,875	1,060,769	2,493,423	9,483,618	13,562,077	22,219,133	122,105	162,915	467,939	2,419,001	9,232,408	9,814,765	

注) 横須賀市と三浦市によるごみ処理広域化を推進する体制は、地方自治法第252条の14第1項に基づく事務の委託によるものである。

注) 浄化槽設置事業については、横須賀市、三浦市それぞれ浄化槽設置のみを対象としている。

注) 高効率ごみ発電施設整備事業及び不燃資源物リサイクルセンター整備事業に係る再生利用に関する事業の総事業費及び交付金対象事業費は、用地取得費及びライフライン整備工事費である。